

令和 4 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

令和 5 年 1 月 2 5 日

北見地区消防組合監査委員



# 令和 4 年 度 定 期 監 査 結 果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、北見地区消防組合監査基準に準拠し、次のとおり定期監査を実施した。

## 1 監査の期間

令和 4 年 1 1 月 2 5 日（金）から令和 5 年 1 月 1 9 日（木）まで  
（現地監査は、令和 5 年 1 月 1 6 日（月）に実施）

## 2 監査の主眼及び方法

令和 4 年 4 月から令和 4 年 1 0 月までに執行された財務に関する事務事業が予算及び関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とした。

収入では調定・収納事務等、支出では予算の執行状況全般のほか、現金取扱事務（資金前渡金の精算処理を含む。）、契約に係る一連の事務などについて、抽出により諸帳票等の書面審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

また、救急業務体制等について、訓子府支署、端野支署及び消防本部・消防署を対象に現地監査を実施した。

## 3 監査の結果

財務に関する事務について、関係書類の照合及び職員からの説明聴取並びに現地での実査による監査を行った結果、事務処理の一部に誤りや記載内容が不備なものなど、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

○予算執行関係について

支出するにあたって、必要な記録書類の不備が一部見受けられた。日常業務におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理を徹底されたい。

○契約関係について

関係書類の精査不足がみられた。条例・規則等を再度確認し、適正な事務処理に努められたい。

○時間外勤務命令について

時間外勤務に伴う各種帳票の不備や時間外勤務手当の支給割合などの誤りが一部見受けられた。管理職を対象にした研修を行うなど、確認体制の強化を図り、適正な事務処理を徹底されたい。

消防業務は、住民のかげがえのない生命や財産を守り、安全で安心して暮らすことができるまちづくりのために重要な責務を担っている。

全国的な傾向として救急出動が増加しているなか、本地区においても同様の傾向となっており、また、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に伴う救急搬送困難事例も発生している。このような厳しい状況下、救急業務の業務量が増加しているなかにあって、救急隊の体制維持に励まれていることに謝意を表するものである。

地方財政が厳しいなかではあるが、今後とも適正かつ効率的な予算の執行を通じ、消防力の維持向上に努められたい。

